

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明について
の事実確認に関する調査特別委員会記録簿（第8回）
令和4年2月4日（金）

1 出席委員（8名）

委員長	原田てつよ	副委員長	齋藤一信
委員	大月隆司	委員	藏本隆文
委員	栗尾典子	委員	坂本亮平
委員	仁科文秀	委員	東川三郎
議長	藤井義明		

2 欠席委員（なし）

3 説明のため出席した者の職氏名

総務部長 辻田尚史

4 事務局職員

議会事務局長 長野浩一 議会事務局次長 虫明 隆
主査 釜井万由子

5 付議案件 別紙のとおり

6 場所

第一委員会室

午後1時00分 開会

○委員長（原田てつよ）

〔挨拶〕

それでは、ただいまから第8回の農業振興施設改修事業に関する調査特別委員会を開会します。

それでは、議長、御挨拶をお願いいたします。

○議長（藤井義明）

〔挨拶〕

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございました。暫時休憩いたします。

午後 1 時01分 休憩

午後 1 時02分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日は、1月20日に開催された前回の委員会で、当委員会で意見聴取をする関係人として決定しました総務部長に出席をお願いしております。

なお、同じく意見聴取をする予定としておりました代表監査委員につきましては、本日は他の用務により出席ができないとの回答をいただいておりますので、別の日を改めて設定し、出席をお願いすることといたします。また、監査委員事務局長につきましては、さきに報告のありました、事務監査報告書の作成に直接関わっていないとの申出が代表監査委員よりありましたので、法律アドバイザーの森岡弁護士とも協議の上、委員会への招集を見送ることにいたしましたので、御了承願います。また、本来でしたら、本日も法律アドバイザーの森岡弁護士の出席をいただく予定としておりましたが、昨今のコロナ禍の影響により本日の来庁は見合わせていただき、傍聴人としてオンラインで参加をしていただくこととしております。そのため、仮に法的助言の必要性が生じた場合は、委員会を暫時休憩し、助言を求めた上で会議を再開する手順とさせていただきたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、議事に入る前に、報道機関の皆様申し上げます。

これより証人喚問を行います。報道機関の皆様には、写真等の撮影については証人に心理的圧力が加わることを防ぐため、個人が判別されるような写真の撮影は避けていただくなど、御配慮くださいますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより協議事項に入ります。

協議案件1、農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する調査についてを議題とします。

本件について、辻田総務部長より証言を求めることにいたします。

本日、証人が証言をするに当たり、関係書類やメモ等を参考にすることについて許可しておりますので、御了承願います。証人には、最初に証言や宣誓等についての注意事項を説明させていただきます。

それでは、証人の入室を求めます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時05分 休憩

午後 1 時06分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

辻田総務部長におかれましては、お忙しいところを御出席くださりまして、ありがとうございます。本委員会の調査進展のために、御協力をお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に規定があり、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれがある事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨をお申し出てください。それ以外には、証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せ

られることになっております。

一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思えます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。全員起立をお願いいたします。

まず、辻田総務部長、宣誓書の朗読をお願いします。

◎総務部長（辻田尚史）

私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和4年2月4日。辻田尚史。

○委員長（原田てつよ）

御着席ください。

証人は、宣誓書に署名捺印をお願いします。

それでは、これより証言を求めることとなりますが、証言は求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得て行っていただきますよう、お願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。

本日は、農業振興施設改修事業に関する重要な問題について証人より証言を求めることとなりますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

それでは、辻田総務部長におかれましては、改めましてお忙しいところを御出席くださいまして、ありがとうございます。本委員会の調査進展のために御協力をお願いいたします。

これより辻田総務部長から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、この内容に間違いありませんか。

◎総務部長（辻田尚史）

記載内容に間違いはございません。

○委員長（原田てつよ）

それでは、最初に副委員長から所要の事項についてお尋ねした後、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

それでは、副委員長、お願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

まずもって、辻田総務部長におかれましては、委員長からも御挨拶冒頭ございましたけれども、大変お忙しい中、このように時間を割いて御出席賜りまして、感謝申し上げます。また、日頃から笠岡市政発展のために御尽力をくださっていることも、重ねて感謝を申し上げたいと思います。このたび、この百条委員会、証人喚問の初日ということで、不手際等あるかもございませんが、何とぞ御了承賜りまして、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

早速ですが、自席で座ったままの一问一答形式での質問をさせていただきます。どうか御了承ください。

1点目に入ります。

公文書とはどういうものか、認識を伺わせてください。

以上、1点目、質問、よろしく御回答お願い申し上げます。

◎総務部長（辻田尚史）

公文書につきましては、国でありますとか、地方公共団体の職員が職務上作成した文書あるいは取得した文書、それから写真等も含まれますが、そうしたものが公文書という認識でございます。

○副委員長（齋藤一信）

つまり、写真等とございましたけども、メール等も公文書として、市の職員さんが外部の方と折衝、また打合せ等も含めて行う場合、協議記録としてのメールというのは公文書という扱いということで、認識を市として持っているということで構いませんか。

◎総務部長（辻田尚史）

職務上作成したものであれば、公文書と言えると思います。

○副委員長（齋藤一信）

類似をしますので、2点目も併せて質問させていただきます。

意思形成過程とはどういうものか、認識を伺わせてください。

◎総務部長（辻田尚史）

意思形成過程については、いろんな事業とか事務がございますけども、例えば今回の予算について申し上げますと、まず予算の要求を担当課がいたします。その際に、見積りを

取ったり、いろんな効果を調べたりとかということによって要求書が出来上がりました、その要求書が財政課のほうに提出され、担当課のヒアリングを行い、財政が査定作業に入ります。それから、査定の最後は市長査定となるわけですが、それが、予算書が出来上がって議案として提出するまでの過程が意思形成過程というふうに認識しております。

以上です。

○副委員長（齋藤一信）

つまり、今の部長の話でいきますと、例えば議会で上程をされた、議決を経ていないもの。まだ、議決がされていないもの。上程はしたけど議決がまだなものは、意思形成過程途中のものという認識で、執行部は思われているということで構いませんか。

◎総務部長（辻田尚史）

執行部側の意思形成過程としては、議案の提出、成案ができた段階だと思っています。議案の提出から議決までの間については、むしろ議会側の意思形成過程になるのではないかという認識でございます。

○副委員長（齋藤一信）

ということは、今回、まず全体の流れを確認をさせていただきますと、令和3年9月2日に9月定例会の議事進行の過程におきまして、議会は予算審査等の必要があることから、あえてJ社というふうに言わせていただきますけども、J社と笠岡市との間で交わされた本件事業に係る契約関係書類及び改修に係る協議の記録の提供を執行部に求めました。同年9月7日、市は請求があったもののうち、本件事業に係る契約関係書類を提出をしていただきました。同年9月15日には、議会から改修に係る協議の記録について回答がないことから、改めて資料の提出を求めました。そして、翌日の9月16日に、市は改修に係る協議は口頭で行っており、協議の記録として提供できるものはないと回答がございました。このため、議会から再度提出を求めたところ、市は改修に係る協議の記録に関する資料については、笠岡市情報公開条例に規定する意思形成過程に係る情報が含まれていることを理由として、提供を拒否しました。

以上、この流れについては間違いはないでしょうか。

◎総務部長（辻田尚史）

間違いはないと思います。

○副委員長（齋藤一信）

執行部が9月16日において、笠岡市情報公開条例に規定する意思形成過程に関する情報

というのが含まれているため、資料提供は拒みますということでございましたけども、ここで、辻田総務部長でいけば、議決を経ていないのでこれは意思形成過程途中だという、条文に準じた解釈を執行部の皆さんでしたということで間違いないでしょうか。

○委員長（原田てつよ）

答弁求めます。

◎総務部長（辻田尚史）

私の認識は、議決を経ていないからということではなくて、議案に至るまでの間の意思形成過程という認識です。

○副委員長（齋藤一信）

ということは、まず確認をさせてください。

この議会に情報提供はしない、不開示をするという協議は、誰々、どの場で、どういうメンバーで行われたのか、お知らせください。

◎総務部長（辻田尚史）

第1段階として、副市長室で、全ての職員の名前が正確に覚えていませんけども、私と政策部長、それから産業部長とあと農政水産課の職員、それが最初の協議で、その後に市長に報告というか、その時点で出せるものがなかったということでの報告をいたしました。

以上です。

○副委員長（齋藤一信）

今の総務部長の話でいきましたら、不開示の理由が意思形成過程のためと言いましたが、意思形成はしていた資料だったにもかかわらず不開示にしたと決めたのは、どういった協議のもとで誰が最終決定をしたんですか。

◎総務部長（辻田尚史）

最初の段階で、協議記録等がないというふうな報告を受けておりました。

それから……。

○副委員長（齋藤一信）

誰からですか。

◎総務部長（辻田尚史）

事務事業評価のシートについては、これは農政水産課のほうから総務課のほうに、議会に提出してよろしいかということで文書が上がってきまして、その文書をまた総務課が決

裁を上げるんですけども、その段階で事務事業評価シートについては、意思形成過程に当たる文書ではないかという話が出ました。

それと、一つ、意思形成過程のものは全て出さないというのが情報公開条例ではありませんで、開示することにより当該事務事業、または将来の同種の事務事業に係る、公正かつ適正な意思形成に支障が生ずると認められるものについては、開示しないというふうなのが情報公開条例ですので、その辺の解釈についても、少し見解の相違というものがあつたというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（齋藤一信）

今、協議をしたメンバーはお知らせをいただきました。最終的に誰が決定をしましたか。不開示をするという意思を最終的に誰が決定したのでしょうか。

◎総務部長（辻田尚史）

協議の段階では副市長との協議でありましたが、最終判断は市長になろうかと思いません。

以上です。

○副委員長（齋藤一信）

私のほうから、取りあえずの質問は以上になります。

○委員長（原田てつよ）

それでは、委員の皆さんから、何かほかに質問はございますか。

よろしいですか。

○委員（藏本隆文）

辻田部長も関わられていると思うんですが、先ほど見せられないと言われた事業シート、後からいただくようなことになったんですが、事業シートにおいて、新年度予算の新規事務事業シートにおいては、ここに市のほうの、この仕様書と違うということを書かれていて、それを改めなくてはいけないと担当課のほうからそういうことも出ていたんですが、それがなぜ本予算の中でその一番大事なことを削られたのかな、それには誰がどういうふうに関わって、どういう意思決定の下でその項目を削ったのかなっていうのが、一番、私は疑問に思ってるんですが、その点について答えていただけますか。

◎総務部長（辻田尚史）

今回の粗飼料供給生産基地のトイレの予算については、当初予算の段階で、要求が単独

事業としてございました。その後に、コロナの交付金の対象になり得る事業だということで、3月補正に計上しようというふうな案になりました。で、新年度に組まないといけない交付金だということが分かりましたので、今度は4月の補正予算ということで提案予算ということで提案をすることになりました。私が聞いておりますのは、財政の担当からコロナの交付金の充当をすることにしたので、農政の担当者のほうに、それに、コロナの交付金として見合うような書きぶりに整えてくださいというふうなことを依頼したというふうに聞いております。

以上です。

○委員（藏本隆文）

じゃ、そういう書換えを依頼したのは、辻田部長の意思でもってされたのか、ほかの方の意思は入らずに、独断でもってそういうふうにしたのかということはどうなんでしょう。

◎総務部長（辻田尚史）

財政の担当の考えで、そのようにしたと聞いております。

○委員（藏本隆文）

財政のほうの担当が独自の判断でそういうふうにしたということで、もう一回確認しますが、よろしいですか。

◎総務部長（辻田尚史）

そのように聞いております。

○委員（藏本隆文）

事前シートは、初めの部分は、しょっぱな提出されたその部分、書いてある部分については、辻田部長のほうは、それは読まれていたわけですか。

◎総務部長（辻田尚史）

今回の件については、事前評価のヒアリングに一応上がりました。今回、600万円ぐらいの事業でしたので、ヒアリングはしたんですが、1,000万円以上という決まりがありますので、事前評価の対象にはならない事業だということをそのヒアリングの中で私が言ったんですけども、その言ったことも後から、去年の年末ぐらいに辻田部長がそういう言われたんで対象から外しましたというふうに聞いて、私もそれを言ったことは覚えているんですけども、どの事業に対して言ったかというのはもう覚えていませんでした。

それで、事前評価シートも1回は見ておるんですけども、そういう合併浄化槽の仕様書

に誤りがあったということについては、その時点では、1回は見ておるはずなんですけど、覚えていないというのが正直なところです。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかに。

○議長（藤井義明）

意思形成過程というんで話があったんですが、最初に会議をしたというのが、副市長と産業部長、あるいは総務部長、それから農政の職員というふうなお話があったんですけど、それはいつのことですか。

◎総務部長（辻田尚史）

先ほどの副委員長の質問の中にもありました、令和3年の9月議会のときにその資料の提供を求められて、ちょっと日にちまでは覚えていませんが、求められた後に事前評価の事務事業評価のシートはどうなのか、あと協議記録があるのかなのか、ですから9月16日以降だと思います。

○議長（藤井義明）

12日以降。

◎総務部長（辻田尚史）

いや、ちょっと日にちまでは覚えてないんですが、先ほど副委員長が言われたのが、9月15日に協議記録を出してくださいというふうに議会から依頼があったので、その日か、16日だと思います。

○議長（藤井義明）

15日に意思形成過程というお返事で、提出できないというお返事をいただいたので、その以前じゃないかなというふうに思うんですが、ただ何回もお願いして出なかった結果、これが出たので、総務部長が最初につて言ったのがいつなのかなというのはよく分からないので、日にちを確認をさせていただいたんですけど、農政水産課のほうに私たちがお願いしたのが、9月2日をお願いしています。ですから、そのときが最初なのか、それまでにいろいろ協議をした結果、そうなったのかなというのがあるんですけど、その辺はどうなんですか。分かりませんか。

◎総務部長（辻田尚史）

すみません。先ほど日にちの認識を間違えていたと思います。

9月15日に協議記録がないという返事をしたということであれば、それ以前に協議をしておりますが、ただ9月2日とかという、出されてすぐの話ではなくて、回答する直前の、1日か2日前だと記憶しています。

○議長（藤井義明）

もう一度、こういう会議、この返事の会議、返事っていうのは、資料を出してくださいという返事をする会議は何回もされましたか。

◎総務部長（辻田尚史）

ちょっと記憶が曖昧ですが、そんなにたくさん回数ではなくて、多分2回とか3回とか、そういうぐらいだったと思います。

○議長（藤井義明）

よろしいです。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかに。

○委員（仁科文秀）

今、もうずっとお答えを聞いておまして、今の事前資料の提出等について、関連してなんですけども、我々は監査委員の報告をもらっておりますので、それが情報としてかなり重い位置を占めているのも事実なんです。監査委員の監査における事前資料の提出において、本件の工事前評価シートなどの提出が当初はありませんでした。意思形成過程に関する情報が含まれているということで、提出がなかったということがあります。

監査のほうから不開示情報に該当しないと説明をされて、意思決定が行われた後には、当該意思決定は影響に及ぶことがなくなるということを監査のほうから言われまして、結果としては提出をされたということがありました。これに関して、この一連の判断について、総務部長として見解をお尋ねしたいと思います。

◎総務部長（辻田尚史）

監査委員さんの判断については、それが正しいものとして、我々是不開示になるのではないかという書類について開示をさせていただいたんですけども、先ほども情報公開条例のことを申しましたが、開示することによって、今回の案件については何ら影響は及ばないというのはもう明らかなことで、将来、同種の事務事業に係る公正かつ適正な意思形成に支障が生ずると認められるものという部分については、私もそれが影響があるのかないの

かというのは明言できませんけども、その部分についてはまだ疑問は、自分の中ではまだ理解ができてないところはあります。

○委員（仁科文秀）

監査委員のほうからの指摘があつて、これは影響がないだろうということ判断をして、提出という、決定の間までにはいろいろと考えられることもあつたけども、最終的に影響はないだろうという判断をした後、提出したということですね。

○委員長（原田てつよ）

よろしいでしょうか。

○委員（仁科文秀）

ほかの関係でもいいですか。

ほかの関係というのは、総務部長に別途でお聞きしたい。

○委員長（原田てつよ）

今、先ほど副委員長が、質問事項は皆さんのところへ届いていると思うんですが、1番目と2番目へ関連したことだけで、今、聞いていますので。

○委員（仁科文秀）

分かりました。

○委員長（原田てつよ）

ほかに、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、副委員長、次をお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

次じゃなくて追加なんですけど……。

○委員長（原田てつよ）

追加ですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

結果、市長が辻田総務部長が今おっしゃった最終不開示、この資料はもう、議会には出さんということを決定したというふうにおっしゃいましたが、どういった協議をもって市長は最終的に出さんという判断をしたのか、その協議内容を踏み込んでお聞きしたいとい

うように思います。辻田総務部長は、不開示の内容には当たらんじやろうという認識も示された上で、あえて聞かせてください。

◎総務部長（辻田尚史）

最終判断は市長というふうに申しましたが、市長のほうが情報公開条例のことについて、失礼な言い方ですけど、そんなに意識というか、そうはないだろうと思います。事務方のトップとして、副市長と関係部課長が主に協議はして、それで、その判断で、議会に報告するわけですから、市長に許可を得るというか、こういうことで返事をしようと思いますというぐらいの協議しか、市長とはしていないと思います。

以上です。

○副委員長（齋藤一信）

結果、590万円、A社といいましょうか、その事業者さんの見積りを5月31日にJ社と契約をし、賃貸契約が結ばれスタートした。11日後の6月11日に仕様書の不備、仕様書の誤りについて、初めて市のほうへJ社が指摘をしたということを受けまして、当然、その状況を踏まえた資料となれば、出す、出さないという判断もあったんだらうというふうに思うんですけど、590万円の見積書一つが情報として資料提供で出てこなかった。何度も繰り返しになりますけども、どういった協議がされて見積書一枚も出すなという判断を、先ほど最終決定者は市長、実務的な協議は副市長を中心とした協議が行われたという認識は今確認をさせていただきましたが、実際に何度も確認させてください。どういった協議、判断の下で見積書一枚を出さない、議会へというような判断をしたのか、その協議内容についてお示してください。

◎総務部長（辻田尚史）

今おっしゃられた見積書を出す、出さないについては、私はその判断の協議の中に加わっていなかったのかなというふうには今感じたんですけども、最初の協議記録とか、あと事務事業評価のシートについては協議に加わりましたけど、農政水産課の所有するそういう見積書等については、その判断には加わっていなかったというふうに思います。

以上です。

○副委員長（齋藤一信）

最終的に、監査報告書10ページ、監査へ提出が済んだ資料の一覧が掲示をされております。財政課、つまり辻田部長があずかる総務部の財政課が最終的に監査へ提出した資料の一覧がございます。区分として予算で分けられており、議事録上、あえて確認のために発

言として残させていただきますが、令和3年度の当初予算でもともとこのトイレの改修事業は行おうという協議がされた資料、1つには査定簿、これは題目としては、当初歳入予算要求書という資料が提出をされております。財政課よりでございます。

次に、A社の見積書が提出をされました。これは、皆さんに確認の意味であえて言いますけども、議会が提出を要求し、結果、資料が出てこなかったのが監査要求をし、後、監査に対して資料提供がなされた内容を今、確認のために発言をさせていただいております。

続けます。

A社見積書、併せて令和3年度の事前評価シートが提出されました。そして、令和3年度当初予算の最後の資料として査定概要が提出をされております。

次に、予算区分として、令和2年度の3月補正予算として補正歳出予算要求書、査定簿、トイレ水洗化工事の概要、A社見積書、令和3年度事前評価シート、査定概要が財政課より提出をされました。令和3年度6月補正予算におきまして、査定簿、トイレの水洗化工事の概要、A社見積書、査定概要が提出をされております。

辻田部長があずかる総務部内の財政課より以上のような資料が提出をされたわけでございますけども、その資料が議会に提出されず、監査へ結果として、提出をされたという、議会へ提出しなかった協議、見積書に加わっていないというふうに今認識を確認しましたけども、じゃ、監査に提出をしたときには辻田部長は加わっていたんですか、財政課の提出判断には。

◎総務部長（辻田尚史）

当初、9月議会のときに、農政水産課のほうには協議記録が求められ、それから財政課のほうには農政水産課と財政課との予算編成のやり取りがどうだったのかということをお求められまして、それについては、日にち順にいついつヒアリングしたとか、いついつ査定したとか、いついつ市長査定があったとかということについては提出をさせていただいておりますが、9月議会の段階で予算の査定をした資料を出してくださいというふうな認識は、私のほうではありませんでした。

それで、監査委員からの要求では、予算の査定をした書類を出してくださいというふうに依頼がありましたので、それは財政課のほうから、もうこれだけのものを出してもいいですかということをお尋ねられましたので、出せるものはもう全部出してくださいというふうな指示も、私のほうからもしました。

以上です。

○副委員長（齋藤一信）

もともと財政課に監査のほうで資料提供を要求したけど、一発で出てこんかったんです。一発で出てこんで、もう意思形成過程は済んでいるんだから出しなさいよと指摘して、追加で出された資料があります。財政課より4点あります。査定簿、A社見積書、令和3年度の事前評価シート、査定概要、4点です。4点が一発目を出してこず、追加で、もう意思形成してるんだからと説得の上で出てきた資料がありますが、その事実は認識はございますか。事実はありますか。

◎総務部長（辻田尚史）

9月議会のときに求められた資料について、今おっしゃられた査定簿とか、それについている見積書とか、事前評価シートとか査定概要、事前評価シートは求められました。査定概要とか、それを求められたという認識は、私はありませんでした。

以上です。

○副委員長（齋藤一信）

じゃ、この提出内容についての事実は知らないということで、認識していいんですね。

◎総務部長（辻田尚史）

先ほど申しましたとおり、9月の議会のときに財政課に求められたのは、農政水産課と財政課との、いつ、どういうことを協議したとか、査定したとか、そのやり取りを出してくださいというふうに言われたので、そのやり取りの資料は出させていただきました。

以上です。

○副委員長（齋藤一信）

9月の議会が求めた資料開示請求に対して、協議の内容を出していただいた時系列の表をそれと言っているんですか。

もう一個ついでに聞きますけど、話戻しますけど、不開示にしようというたことを協議したその協議の内容、こういう理由でこうだから、議会から求められた今回の9月の資料請求については不開示だと、副市長を中心に最終決裁は市長、それは、その協議した内容はこういった内容だったんですかっていうことについても含めてお答えください。

◎総務部長（辻田尚史）

事務事業評価シートについては、意思形成過程にあって、そのほかの事業にも影響があるとかというふうなことで、今まで企画政策課のほうでは開示していなかったというふう

に聞きましたので、それについては、不開示でいいのではないかという協議をしました。

それから、農政水産課の協議記録については、最初の時点では何もないというふうに報告を受けておりましたので、これは不開示というよりも、出せるものがその時点ではなかったというふうな理解でございます。

以上でございます。

○副委員長（齋藤一信）

ちょっと不自然なんですけど、3月のコロナ予算で、550万円でトイレを直しましょうという予算を上程されましたでしょう。じゃ、その実際の工事って見積りは何ぼなん、見積書ぐらいあろうとかというようなことも、ある前提で、出しなさいよ、資料はっていうふうに思わなかったんですか。農政に対して。何も議会はもらわなかったんですよ。

◎総務部長（辻田尚史）

私の認識は、事務事業評価のシートを出すか出さないかということだけを、その判断の中に加わっておまして、見積書というのは、最初の段階では求められているものではないというふうな認識でございました。

○委員長（原田てつよ）

副委員長、いいですか。いいですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

○委員長（原田てつよ）

それでは、ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、副委員長、続きをお願いします。

○副委員長（齋藤一信）

関連をしますので、通告の7点目に飛んじゃうんですけども、関連した質問ということで、順番があちこちなっちゃって申し訳ないんですけど、質問させていただきます。

農業振興施設改修事業に関連をして議会が資料を請求した際、総務部は農政水産課から資料を受領しましたか、お尋ねをします。

○委員長（原田てつよ）

答弁求めます。

◎総務部長（辻田尚史）

総務課のほうが資料を受領しております。その資料は、先ほどから出ております事務事業評価シートを受領しております。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

農政水産課から総務部に提出された資料は、全て議会に開示をしましたか。

◎総務部長（辻田尚史）

監査で求められたものは、議会に全て最初の段階では提出できていないと思います。それは、求められる内容が違っているという認識です、私の中では。ですから、議会から最初に求められたときには、財政の査定の資料等については、求められていないという認識です。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

今の点に対して、委員の皆さん、よろしいですか。

○委員（栗尾典子）

すみません。9月2日に議長名で、議員への資料提供について依頼というものが出てると思うんです。その中では、JETと笠岡市との間の事業に関わる書類等、協議の記録を出してくださいという文書が行っていると思うんですが、これを辻田部長は、御覧にはなっていないということによろしいですか。

◎総務部長（辻田尚史）

見ていると思います。

○委員（栗尾典子）

先ほどの部長さんの話ですと、財政と農政とのやり取りに関しての資料だと思っていたというお答えだったと思うんですが、この9月2日の文書では、JETと笠岡市とのやり取りの文書を出してくれという表現になっていると思うんですが、その辺の認識はいかがでしょうか。

◎総務部長（辻田尚史）

最初の議会からの求めは、今、栗尾委員さんおっしゃられたように、JETさんと農政

水産課の協議の記録，やり取りについて出してくださいと。一番最初は，それが議会から求められた内容だと認識しています。

○委員（栗尾典子）

でも，そこは認識はしていたけれども，実際に部長が提出しようとした資料は，財政と農政のやり取りに関する資料を出さなきゃいけないと思ったということですか。

◎総務部長（辻田尚史）

J E Tさんと農政水産課との協議記録が出せるものがないと回答を最初にした後，それでは農政水産課と財政課の予算要求から，査定に至るまでのやり取りについて出してくださいというふうに議会のほうから求められましたので，2段階目としてその資料を出させていただきました。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかに，よろしいですか。

○議長（藤井義明）

意思形成過程に関する情報っていうのは，どれを指すん。皆さんが最初に情報を，資料提供をお願いしたときに，意思形成過程に関する情報が含まれているため，提供ができなと言われてた資料は，どの資料を指すんですか。

◎総務部長（辻田尚史）

事前評価の事務事業評価のシートのことについて，意思形成過程の文書であるというふうな認識です。

○議長（藤井義明）

事前評価シートって，改修に係る協議の記録なんですか。

◎総務部長（辻田尚史）

事前評価シートについては，予算を要求するに当たって，取りまとめは企画政策課のほうがしておりますけども，そこで各担当課が一定の基準に基づいて提出するものでありまして，協議の記録ではないです。

○議長（藤井義明）

協議の記録ではないということなんですが，9月16日に株式会社J E Tと笠岡市との間で交わされた農業振興施設改修事業に係る契約関係書類と改修に係る協議の記録のうち，改修に係る協議の記録に関する資料については，笠岡市情報公開条例に規定する意思形成

過程に関する情報が含まれているため、提供を差し控えると書いてある。事業評価は、協議の記録ではないということは、じゃ、何を指すのかということ、先ほど事前評価シートしかないというお話なのに、その記録が協議の記録でないという話なら、このとき意思形成過程に関する情報が含まれているから駄目だという書類は何を指すのか。これ、9月16日に市長のほうから議長のほうへ出された文書を今読ませていただいとんですけど。

◎総務部長（辻田尚史）

私の認識は、JETさんとの協議記録について、それは意思形成過程の記録というふうな認識ではなくて、意思形成過程に当たるものは事前評価シートだけという認識ですので、回答させていただいた書類が今ちょっと手元にございませんですけども、意思形成過程については事前評価シートを指しているというふうな認識です。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

関連しますか。

○副委員長（齋藤一信）

農政から総務部に資料の提出がありました。それで、資料の提出を全部しなかったですよ、議会へ。総務部長、まず、再度の確認になりますけど。農政から渡された資料を全て議会に提出しなかったんですよ。

○委員長（原田てつよ）

答弁を求めます。

◎総務部長（辻田尚史）

すみません。農政から総務部への資料というのは、何を指す資料なのかというのが、今、分からなかったんですけども。

○副委員長（齋藤一信）

それは最初の質問で、農業振興施設改修事業に関連して議会が資料を請求した際、総務部は農政水産課から資料を受領しましたか。受領したんですよ。

◎総務部長（辻田尚史）

はい。

○副委員長（齋藤一信）

したんですね。その資料は、全部私たちに出してないんですね。

◎総務部長（辻田尚史）

総務課が受領した資料としては、事前評価シートだけだというふうに私は認識しておりますので、それは、当初の段階は意思形成過程に当たり、その他の事業にも影響がある可能性があるという判断で、不開示というふうな決定を最初はさせていただいております。

○副委員長（齋藤一信）

ありがとうございます。

それは、どういった参加者メンバーでどういう協議が行われ、誰が最終的に決定したのか、お示してください。

◎総務部長（辻田尚史）

先ほどもお答えしましたが、副市長、私、政策部長、産業部長、農政水産課の職員で協議をして、それから市長に報告をして不開示というふうな流れになったと思います。

○副委員長（齋藤一信）

いいです。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい、いいです。

○委員長（原田てつよ）

ほかに、よろしいですか。

○委員（大月隆司）

不開示の具体的な理由について教えてください。

◎総務部長（辻田尚史）

意思形成過程にあるものが全て不開示ではなくて、開示することによって将来の同種の事務事業に係る公正かつ適切な意思形成に支障が生ずると認められるものということが条例には記載されております。ですから、その、その他の意思形成に支障が生ずるかどうかというのは、その後にならないと分からない面もありますんで、職員の中でも意思形成過程のものは全て出しては駄目なんだという認識もあると思います。それは間違っている認識だと思うんですけども、私も含めてそういうふうな認識もありました。ですから、その後の意思形成に支障が生ずる可能性があるということで、不開示ということです。

○委員（大月隆司）

今回のその部分について、具体的にその場で、こういうふうなことで支障を来すんじゃないとか協議をされたわけですね。具体的に、具体的なものがないのに、ただこれに何となく該当するんで駄目ですというような判断で、今回、そういう判断をしたというふうに認識をしとけばいいんですか。具体的に、そのときにあった内容をお示してください。

◎総務部長（辻田尚史）

最初の判断は、意思形成過程にあるものなので、これは出せないものだという判断だったと思います。以前にも、事前評価シートは出していないというふうなことを聞きましたので、そういう判断で不開示というふうな判断になりました。

以上です。

○委員（大月隆司）

シート自体が意思形成過程に関わるのもう不開示という、ただ単純にそれが理由で出さなかったというふうに、じゃ、認識しとけばいいんですね。

◎総務部長（辻田尚史）

全員がそうだったかどうかというのは、私も分かりかねるんですけども、私は意思形成過程においてということを出していなかったと言われたので、あ、そうなんだという理解をしていますが、きちんと条例を理解している人は、将来の同種の事務事業に何か影響がある可能性もあるのでというふうに思われた方もいると思います。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

この件に関して。

○委員（藏本隆文）

意思形成過程において将来に支障がある、ないとかっていうのは、例えばこの評価シートを、今回の評価シート、今まで評価シートっていうのも、いただいたこともあるんです。

そういう中で、これ自体がなぜ将来の意思形成に支障を来すようなものなのかっていうこと、それから支障を来すようなものっていうのは、それが支障を来すもの、支障を来さないものとかというふうに、開示できないものっていうものっていうのは、ある程度基準がないとできないとは思いますが、そういう基準っていうものを設けていないんですか。

◎総務部長（辻田尚史）

情報資産の分類というのがございまして、機密性というんですけれども、機密性の1，2，3というふうになります。

機密性の3については、特定個人情報に関するデータ等ということで、こういったものは開示をできない文書となっておりますが、機密性2というのは、直ちに一般に公表することを前提としていないものというふうなものです。

それで、今回、監査委員さんの資料の求めに応じて、先ほどから出ています査定簿とかという資料も出させていただいておりますが、これまで財政がどういう査定をしたかというのが査定簿なんですけれども、予算要求書の中にいろんなことを書き込んで、これはこういう理由で予算を半分にするとか、これは見送るとか、いろんなことを書いています。私の経験で、今まで予算の査定をどうしたかという資料は、財政課以外には多分出ていない資料になります。

ですから、人によって取り方は違うと思うんですけれども、財政の査定はこういうふうにしてやりよんじやということが分かるということは、次の予算とか、その次の年の予算とか、そういう予算編成の中、要求する側からしてみても、こういう査定をするんならこういう要求すりゃええんじやとかという影響は少なからずあるのかなというふうには感じておりますけれども、今回、こういうふうな百条委員会とか、監査委員さんの求めとか、そういう中では、機密性3には当たらない文書ですので、査定の資料については初めて出させていただきました。

○委員（藏本隆文）

私ら議会の情報、それから執行部は執行部の情報、基本的には市民に帰属するものなんですよね。その中で、出すのが本来の前提であって、その中できちっとした、例えばこういう部分だったら出す、出さない。例えば、議会なんかだったら秘密会っていうものに関しては、個人情報に関して本人に何かの影響を及ぼすもの、あるいは入札に関してのことで今後被害が及ぶもの、またそれに類するものというふうに、きちっと基準を決めているわけなんですよ。つまり、本当に影響を及ぼす、及ぼさないで基準を明確に決めて、まだされていないんじゃないかなと、情報っていうものを。

例えば、先ほど総務のほうで、その後の評価についてこういうのもやるっていう、それ自体も出してまずいものかどうかなと私は思いますけど、それ、出さないというのはいいですけど、その前の前提のものでさえ出さないとしているっていうことは、そのあたりは

どういふふうに、それはランクを1, 2, 3と分けられていますけど、その取扱いがどういふふうな基準を持たれているんですか。

◎総務部長（辻田尚史）

先ほどは、情報資産の機密性の話でしたけども、情報を出す、出さないという判断は、情報公開条例に基づくものだといふふうにご考慮しております。

この中では、開示しないことができる公文書等ということで、それぞれ6項目にわたって、今、読み上げはしませんが、特に個人情報であるとか、そうしたものについては開示しないとか、6項のこの中の4項目めに、先ほどから出ている意思形成過程云々といふふうな条文もございまして、条例としては、そういう出す、出さないの区分はあるんですけども、難しいのが意思形成過程の文書で、その他の事業に影響が、支障が生ずるかどうかという判断については、明確な基準がないといふふうな認識です。

○副委員長（齋藤一信）

先ほどから授業評価シートを出さない理由が、不開示の4項目め、将来の意思形成に支障を来す可能性のあるものというお考えを辻田部長は言われておりますが、実際に、最終的に事務監査を通じて事前評価シートを見ておりますが、まず事業名があります。笠岡湾干拓粗飼料生産基地管理棟トイレ水洗化改修工事、これが事業名です。担当者は所属長、そして担当者、部課長、課長、課長のお名前が明記されております。事業目的のところ書いている内容は、J社からプロポーザルで優先交渉権を決定をしました。トマトの栽培、観光農園、にぎわいの創出に向けて、公園の活用にしっかり取り組んでいくといふふうになっております。しかしながら、トイレが和式のくみ取り式であるため、新型コロナウイルス感染拡大防止のために水洗化が必要となっております。これはもう募集要項にも全部オープンにしている内容ですし、上程してきたときに私たちが委員会でも十分説明を口頭で、また予算要求の際に概要で聞いていることです。

具体的には、屋外の配管工事、水洗トイレ、大便器設置工事ですということが書かれておりまして、事業評価シートの内容です。合併浄化槽には594万9,000かかりまして、60万円は特定財源で雑入からもらいますよということです。これは何のその不開示の4項に当たる、将来の意思決定に支障を来すと判断をされたのかが疑問なんです。何か、隠してはいませんかっとなりますよ。っていうのが、個人的なこれは意見ですけども、何をもってこれが不開示条件の4点に当たる、将来の意思形成に支障を来すと判断をしたか、どういった協議がされたか教えてください。もう、全部オープンにしてるんですよ、市民にも。

何の、不具合のある情報はないんです、ここに。にもかかわらず、出てこなかったんです。その理由を聞いたら、不都合が生じる可能性があるというところに引っかかったということで、過去は出しているんですよ。だけど、出した覚えがないしと言われたんで、じゃ、どういった協議、事実があったんですか。不具合には思えないんですけど。

◎総務部長（辻田尚史）

おっしゃるとおり、いろんな書かれていることについては、特に出さない理由にはならないもののほうが多いです。

事前評価シートの段階では、担当課の予算要求額が記載されていまして、それは査定前の金額になります。そうしたこともあって、確定的でない数字が独り歩きするというのもどかなという判断もあって、意思形成過程のものであるので不開示という判断になったんですけども、今回、こういう経験をさせていただいて、不開示にしないではいけない公文書というのは、ほとんどなくなるのではないかなというふうなぐらい出していますので、個人の情報はもう駄目ですけども、ですから我々の意思形成過程のその条文の取り方が、厳し過ぎた面があるのかなというふうには感じております。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○議長（藤井義明）

9月に、意思形成過程じゃから出せないって言われたんですけど、それはいろんなそういう考え方の中で、そういう、まだ議決とか、上程していないとかという、それはあるんでしょうが、監査が言われたら出したのは、そうではないよっていうことを理解された。でも、辻田部長、最初にそのことは知っていましたよと。知っていましたよね。公文書であることもあるし、開示しないことのできる文書は、そういうのはあるけど、終わったものについては出せるんじゃないかと。だから、議決したものについて、議決でじゃなくて、上程した時点で開示はできるんですよというお話をされましたよね、それはいいですか。

◎総務部長（辻田尚史）

上程した時点で開示ができるというふうに、私が申し上げたようなつもりはないんですけども。上程までが意思形成過程であるという……。

○議長（藤井義明）

だから、意思形成過程なんで、意思形成過程が済んだ時点では、開示を求めたら出せるってことでしょうか。意思形成過程でできないんですから、意思形成過程じゃなかったら出せるわけですから、そうでしょう。

◎総務部長（辻田尚史）

意思形成過程の段階が過ぎたら出せる、出せないではなくて、意思形成過程にあったときの成案になっていない書類については、後々影響がある可能性があるということで、不開示というふうな判断。

○議長（藤井義明）

だけど、もうそれができたら、請求したら開示してもいいんでしょう。その理由はなくなるでしょう。

◎総務部長（辻田尚史）

議長のおっしゃるのもよく分かります。これまで問題となってきたのは、それを出さなかったことが問題になってきたのであって、意思形成過程が進んだ後について、求められれば今後は出していく方向になるのかなというふうに思ってます。

○議長（藤井義明）

9月の時点では、基本的にはぎりぎりじゃないですか。形成過程だというような論理はまだ生きてたんじゃないかなと思うんですけど、その以前、3月、6月については、もう議決も済んで終わっている状況じゃないですか。それさえも、その時点では出さなかったんです。ですから、皆さんが言ようるのは、9月の話をしようるんかは分らんですけど、3月、6月はもう既に議決も済んでいる話ですよ。そういう場合にはどうなるんですか。

◎総務部長（辻田尚史）

条例でいきますと、意思形成過程において作成または取得した情報というふうになっていきますので、議長のおっしゃるように、議案としてもう出したか、出さないかとかという判断ではないというふうに私は認識しとんですけども、意思形成過程にあった時期につくった文書を指しているということなので、議案として出したら必ずもういいんだとか、その時点がどこなのかというのは、議案として出したらもう出していいんだっていうのも、何か私の中では理解がまだできてません。

○委員（藏本隆文）

今の件でもう一回確認を。

だから、議案として出す前の内容と、それから議案として出した分の内容に食い違いがあると。食い違いがあるというか、一番初めの事前評価シートの部分の、大きく2つある部分のうちの一つだけを採用して、議会のほうには議案として提出したと。もう一個の部分は出していないんだから、内容に差があるから、もうそれは出す必要がないと。言ってみりゃ、意思形成の過程の中で出ているうちの採用していないもう一個の部分に関しては、議案のほうに書き込んでいないんだから、それは出せませんというふうに受け取っていいんですか。

◎総務部長（辻田尚史）

質問の意味がよく分かりませんでした。

○委員（藏本隆文）

意味が。

◎総務部長（辻田尚史）

はい。

○委員（藏本隆文）

事前評価シートは、一番初めの相手側への貸す場合の仕様書と差異があったと。つまり、そこでもって簡易トイレが浄化槽になってなかったと。それで、改善の必要があるというのと、今後に向けてそれを快適に使えるようにという2つを掲げて、評価シートとして予算要求をしていたと。予算要求をしていて、最終的に予算書には、快適なトイレを使えるようにという部分だけを上げていて、一番初めの仕様書と違ったという分は書き込んでいなかったと。だから、一番初めの評価シートと議会に出した、言ってみりゃ、予算の説明書と違ってらるんで、出す必要がないということと受け取っていいわけですね。

◎総務部長（辻田尚史）

一番最初の事前評価シートの中にあつた合併処理浄化槽の仕様書に記載が間違つたということと、それから予算の提案のときの理由が違ふから不開示にしたということでは全くなくて、もともと意思形成過程の間につくつた書類については不開示という認識があつたので、理由が違ふから隠そうとして出さなかつたとか、そういう意図は全くないです。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（藏本隆文）

その部分に関しては、これから別個の番号のところて聞くようになつてらるんで、そ

こでまたやらせていただきます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

次に進んでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、副委員長，続きをお願いします。

○副委員長（齋藤一信）

休憩はよろしいですか。

○委員長（原田てつよ）

休憩を取りましようか。

それでは，約10分，35分まで休憩とします。

午後2時25分 休憩

午後2時36分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは，休憩を解いて会議を再開いたします。

○副委員長（齋藤一信）

3点，4点，合わせて質問させていただきます。

令和3年11月18日付で，監査報告書が提出をされました。総務部長におかれましては，これは読まれた事実がございますか。あなたは，もし読まれているとしましたら，事実経過についてどのように関わっていらっしやったのか，お示しをください。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

総務部長，答弁を求めます。

◎総務部長（辻田尚史）

先に，発言の訂正をさせてもらってもいいですか。

○委員長（原田てつよ）

はい。

◎総務部長（辻田尚史）

先ほどまで答弁した中で，確認して，私の表現というか，記憶が曖昧で違った回答をし

ていたことについて、訂正させていただきます。

9月の議会の際に、議会から9月2日にJETさんとの協議記録を出してくださいといったことと、それから事務事業評価のシートを不開示にするかどうかというのは、最初の協議は副市長室でそれをして不開示としたんですけども、不開示にすることについて、市長には特に何も了解とかはもらっていない。もう、今まで不開示にしていたので不開示にしようということ副市長室の中で決定して、そういう回答をしました。

それから、その後に予算の編成過程の協議記録とかを出してくださいということで、ペーパーで財政課と農政水産課の協議記録を議会のほうに出させてもらいました。それについて、こういう資料を議会に出しますということについて、市長には見てもらって了解をいただいたというのが正しい経過です。

訂正は以上です。

○委員長（原田てつよ）

分かりました。

それでは、続いて副委員長の、先ほどの答弁を。

◎総務部長（辻田尚史）

令和3年11月18日付の監査の報告書については、私も読ませていただいております。

その中で、私が関わった部分というのは、ページでいいますと、4ページの農政水産課の（ア）の、令和2年11月2日に事前評価のヒアリングに出席しております。

それから、5ページ以降、5ページの一番上から2行目に、令和3年1月15日の当初予算の市長の査定を受けたとか、関わっている部分については、それ以降の補正予算の市長査定であるとか、そうした部分には関わっております。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

今、辻田総務部長の言われた監査の報告は、全部タブレットの中へ入っていますので、気になるところがありましたら御覧ください。

辻田部長、それでいいですか。

それでは、副委員長、続けて。

○副委員長（齋藤一信）

ありません。皆さん、あれば。

私からはありません。

○委員長（原田てつよ）

副委員長，続けてください。

○副委員長（齋藤一信）

私からはありません。

○委員長（原田てつよ）

ありません，はい。

委員の皆さん，よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは，副委員長，次の項目をお願いします。

○副委員長（齋藤一信）

5点目，仕様書の誤りです。認識したのはいつか，お示しをください。

◎総務部長（辻田尚史）

これも監査の報告書の8ページに，イとして市議会正副議長への協力要請ということで，「令和3年7月5日に産業部長と農政水産課長が議会を訪れ」というところがございます。日にちは正確に覚えていないですが，7月5日より1日か2日ぐらい前に，産業部長が相談がありますということで私のところに来られて，それは6月議会でトイレの予算が削除されましたと。実は，仕様書に誤りがあったんですと。それが議会のほうに，多分，まだ話していないんじゃないかということで，そのことについて正副議長さんに，誤りがあったことを御存じかどうかの確認というか，報告というか，しようと思うんですがという相談がありまして，それは正しいことが伝わったんか，伝わっていないなら伝えるべきだということを申し上げて，そのときに予算で説明していた内容と，本当に最初のトイレを改修しなくてはならなかった仕様書の誤りの問題があるのを認識いたしました。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

副委員長，よろしいですか。

委員の皆さん，よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは，次へ行きます。

○副委員長（齋藤一信）

関連しますので、10点目に飛ばさせていただきます。

査定概要、また及び事業評価シートも含まれると思うんですけども、その中にあります仕様書の誤りの記載、これは令和3年の当初予算で出す予定であった仕様書、また査定概要の資料に基づいてですけども、仕様書の誤りの記載削除の指示をしたのは誰ですか、お示しをください。

◎総務部長（辻田尚史）

査定概要というのは、市長査定をするときに、市長に説明するための資料ですが、その資料について、記載の削除の指示は誰もしておりません。担当の判断でしております。

それから、事務事業評価のシートの、コロナの交付金になったときに、農政水産課に対してそれに見合うような表現に整理してごくださいといったことは、財政課の担当が農政水産課の担当者に、そのようにお願いをしております。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

副委員長、よろしいですか。

委員の皆さん、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、続けてお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

6点目へ行きます。

議会への2度の予算要求に際し、それぞれ説明資料等にどのような資料を用いるかについて、誰が最終決定を行ったのか、お示しをください。

◎総務部長（辻田尚史）

こちらにつきましても、予算要求のときの資料については、財政の担当の判断で資料を作っておりますので、最終決定、誰かというのは、そのときの財政の担当者になろうかと思えます。

○委員長（原田てつよ）

副委員長、よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

具体的な担当者のお名前をお示しをください。

◎総務部長（辻田尚史）

当初予算のときは、財政課の吉井君が農政水産課の担当だと聞いています。

それから、あと係長の平岡係長、この2人が担当と言えば担当というふうになるかと思えます。

○委員長（原田てつよ）

副委員長，よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

いいです。

○委員長（原田てつよ）

ほかの委員，よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは，続けて，次，お願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

では，7点目は関連質問で済ませました。

8点目ですけども，これも今までの質問の経緯で重複する内容になりますので，削除，割愛させていただきます。

9点目に移らせていただきます。

本件の事案が発生してから予算上程まで，なぜ議会への報告，意見のすり合わせ等を行わなかったのか，また予算上程後もなぜ早期に仕様書の誤りについて説明しなかったのか，質問があります。お示しをください。

◎総務部長（辻田尚史）

予算計上まで議会への報告，意見のすり合わせ等ができなかったのかについては，私のほうでは，なぜかというのは分かりません。

それから，予算計上後も，募集要項の誤りについて説明をしなかったのかについても，私のほうでは理由が分かりません。

以上です。

○副委員長（齋藤一信）

いいです。

○委員長（原田てつよ）

委員の皆さん、よろしいですか。

○委員（藏本隆文）

この件は、相手側から指摘されていたのが、もう令和2年6月にはもう指摘されていたと。その後も、市長への表敬訪問があったときに、担当部長のほうで市長のほうに言ったら、市長のほうでそれは早う改善しなさいというふうなことまで言っていたと。そして、予算計上は別の形で行われたと。ここまではよろしいですね。

それで、1度目否決されたと。2度目に上程されたときに、部長も委員会のほうにいらっしやっただと思うんです。そのときに、質問の中で、これは、相手はこの状態が分かって借りているんだから、なぜこっちが直す必要があるんだという質問は、私はいたしました。でも、そのときにも、その件に関して説明がされなかったわけなんです。つまり、そのときになぜ、そういう質問までしたのにされなかったのかということは、私、一番の疑問なんです。その説明はしにくかったわけなんですか。それに関して言うなど言われていたんでしょうか。そのあたりを教えてください。

◎総務部長（辻田尚史）

6月議会のときになぜ説明しなかったのかという点については、私のほうでは、なぜかというのは分かりません。

○委員長（原田てつよ）

ほかによろしいですか。

○委員（坂本亮平）

すみません。念のため、確認だけさせてください。

先ほどのお話の中で、すり合わせができなかったのかということも御存じないということでした。あくまで総務部長としては、7月2日、3日あたりでこの事案に気づいたということで、理解をすればよろしいですね。

◎総務部長（辻田尚史）

令和2年11月に、事務事業評価のヒアリングを受けています。資料も見ているはずで。それと、当初予算のときにも、これはゼロ査定で、コロナの交付金で対応というふうな査定概要になっていますけども、そのときにも担当も説明もし、書類も見ているんですけども、全く理由が変わったという認識が私の中ではなくて、4月の補正のときに、これはコロナ対策じゃないですよということで削除されて以降、粗飼料のトイレは削除されて

というふうなことで認識というか、何とか予算を通さなきゃいけないという思いはありましたが、ですから4月とか6月の補正のときに間違った説明をしているということについては、私の中では認識できていなかった。もう、覚えてないというか、11月とか2月頃のと
きに見たことについて、覚えていないというのが正直なところです。

○委員（坂本亮平）

分かりました。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

副委員長，それでは続けて。

○副委員長（齋藤一信）

追加で、先ほど辻田部長のほうで、前川部長のほうから6月に議会で否決をされて相談を受けたと。報告を受けて初めて、この仕様書の誤りについて、そういう事実があったということ認識をしたということをお示しいただきました。どういった、部長から前川部長に対してアドバイスというか、相談に対してどういったことを指示というか、話をされたのか、教えていただきたいなと思います。

◎総務部長（辻田尚史）

仕様書に誤りがあったことについて、正副議長が御存じかどうか、その確認と、もし御存じでないのであれば、正しい情報を説明しようと思うんですという、前川部長はもう説明するつもりで多分来られたと思うんですけれども、私は間違ったことが伝わっているんであればそれはきちんと説明をすべきであるということで、説明したほうがいいですよというふうなアドバイスをさせていただきました。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

○委員（栗尾典子）

すみません。先ほど、1個前の坂本委員と重なるかもしれないんですけども、辻田部長が、今、理由が変わったという認識はないというふうに言われたんですが、一番最初の、後から出てきた文書の中に、当初、記載間違いがあったので早く直さなければいけないということで、この事業を進めたいんだという表記があったものがあると思うんです。それは御覧になっていて、辻田部長の中では、記載間違いがあったから早く直さないといけない。だけれども、財源に関してはどう持っていくかなということで、理由が変わったという認識はないのか、そもそもその部分は覚えていないとか見ていなくて、記載間違いがあったということは、最初からというか、知らなくて、7月の時点で初めて記載間違いがあったということを知ったということなのか、理由が変わったという認識がないというのはどっちでしょうか。

◎総務部長（辻田尚史）

どっちというのは。

○委員（栗尾典子）

最初から知っていて、記載間違いがあったということを知っていたという認識はずっと変わっていないよというのか、知らなかったという認識が変わらないのか。

◎総務部長（辻田尚史）

知っていたというのは、知っていなかったというか、覚えていなかったという表現だと思うんですけども。

ですから、仕様書に誤りがあったということと、コロナの予算になって書きぶりが変わったということについては、先ほど申し上げた、令和3年7月初旬に認識しましたので、最初から知っていたということはないんです。見ていたはずなんですけど、覚えてないという感じです。

○委員（栗尾典子）

すみません。難しい言い方を私がしてしまったので、今の答えで十分、私の理解が合っているかどうかをもう一度確認したいんですが、7月の産業部長さんからお話があったときに、初めて、あ、記載間違いしとったのかという認識をしたということでいいでしょうか。

◎総務部長（辻田尚史）

そうです。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（栗尾典子）

はい。

○委員長（原田てつよ）

それでは、続けて次へ行きたいと思います。

○副委員長（齋藤一信）

11点目に入ります。

関係職員、今回の事案に関係をした職員、仕様書の誤りについてに関してということだと思いますけど、関係職員の今回の仕様書の誤りに対しての処分というのは、検討されておりますでしょうか。

◎総務部長（辻田尚史）

職員の処分については、全く検討はしておりません。

○副委員長（齋藤一信）

例えば、仕様書の誤りは、意図的にやってないというふうに個人的に認識をしておりますが、実際にはそのことによって、590万円の国の税金を使おうということに事実としてならざるを得ない事態になったわけですし、そのことは例えば民間企業でしたら始末書ですとか、てんまつ書というふうなことで、何らかそういった仕事上のけじめというのは往々にして考えられるんですが、笠岡市におきましては、同様の事案、過去、今までこういったことで処分はなかったという認識で間違いないのか、またそういった基準は笠岡市はお持ちじゃないのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

◎総務部長（辻田尚史）

まず、基準としましては、懲戒処分の基準に関する要綱というものがございます。ですから、その要綱の中にある基準に該当すれば、処分に該当するというふうになります。

それと、これも後から聞いた話ですけども、仕様書を作るに当たって、県から図面とか設備がどうなっているとか、そういった書類が全くない状態から現場で職員が寸法を測ったり、設備の確認をしたりというふうなことをしたというふうに聞いております。その中で、私も行って見たわけじゃないんですけども、男子トイレはまさに水洗と同じように水が流れてくるようなものらしいです。それをもって、あ、水洗なんだなという、これはもう過失というよりも勘違いのレベルの話でありますので、原因がそれでこういう大ごとになっただけですけども、その事柄をもって処分ということは、考えにくいかなというふうに

思っております。

○副委員長（齋藤一信）

私のほうからは以上です。

○議長（藤井義明）

これ、契約で間違っているわけです。そうすると、契約履行できない、適合責任、不履行、不適合責任、当然、契約しているわけですから訴えられても仕方がないことなんです。それをずっと放っていたんです。

だから、今、確かに最初の事実はその方も分かりませんが、半年以上放つといて、それでするっていうことが、その点については、私は非常に問題があるんじゃないかなと思うんですけど、その点について、さっき言った処分の検討は、私は必要だと思うんですけど、一切していないというお考えでよろしいんですね。

◎総務部長（辻田尚史）

すみません。先ほど申しました懲戒処分の基準の中で、勤務態度不良でありますとか、いろいろな項目があるんですけども、今のような、あと法令等違反とか不適正な事務処理等とか、そういった項目はありますが、そこで処分にまで該当するというふうな判断では、今、ございませんが、今回のこういう調査を経て、何か重大なことが出てくるとかということになれば、また判断は変わってくるのかなというふうには思います。

○議長（藤井義明）

今回の賃貸契約について、総務課として重要度の認識をどの程度考えていますか。今の状況を見ると、契約間違いについてあまり思っていないというような認識に聞こえるんですけど、契約って非常に重いと思うんですけど、総務課としてこの点については、現時点では何も考えていないみたいに聞こえるんですけど、どうなんでしょう。

申し訳ない。具体的にその協議をしたかどうか、お尋ねします。

◎総務部長（辻田尚史）

職員の処分については、具体的な協議はまだしておりません。

今回の事案の中で、処分に値するというか、該当する項目というんですか、そこまでの処分に至るほどの事案ではないという、今のところ、そういう認識です。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

委員の皆さん、ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、続けて副委員長、お願いします。

○副委員長（齋藤一信）

12点目に入らせていただきます。

市とJ社との交渉経緯に関する資料はございませんか。ないということで間違いないでしょうか、お示しをください。

◎総務部長（辻田尚史）

一番最初に議会から求められたときには、ありませんということでしていますが、その後、協議記録というのを担当のほうのメモとかそういったことで起こして、何月何日にどういったことがあったというのは、議会のほうには提出をさせていただいておりますので、そういう協議記録はあるという認識でございます。

○委員長（原田てつよ）

副委員長、よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

最初に確認をした公文書は、メールも含めるということでした。また、議会から要求をしました外部との交渉記録を出してくださいというようなことでも、結果、さきのおさらいになりますけど、資料が出てこなかったの、資料はないということでしたが、今、結果、辻田部長に聞けば、そういった記録は提出をされております。これはどういった協議の結果、こういうふうに変遷したといたしますか、御説明いただけますでしょうか。

◎総務部長（辻田尚史）

報告書としての協議記録的なものは存在しなかったという認識ですが、その後の担当者のメモでありますとか、メールのやり取りの確認によって、幾らか協議記録的なものは出せたと、そういった認識であります。

○委員長（原田てつよ）

副委員長、よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

いいです。

○委員長（原田てつよ）

ほかによろしいですか。

○委員（仁科文秀）

協議記録ということが出ていますけども、実際に我々が報告を受けたのは、JETさんの取締役の方からお話を聞いておりますけども、そのときに例えばですけども、今回雑収入、建物の貸付料の費用の超過分の60万円の負担、これについても、担当者はそういう形でお互いに理解し合ってるんでしょうけども、取締役のほうでは、この60万円がどうしてこう形でJETのほうに負担しなければいけないのか、どこでそういう話になったのかが分からないというような話もありました。

それから、基本協定書とか建物の賃貸借契約、土地の賃貸借契約書もそれぞれ代表者、取締役社長あるいは笠岡市市長という形で交わっていますけども、本当にお互いのトップが内容を十分に確認した上でこの契約書が交わされているのかどうか、担当者のところで話がついてしまっているんじゃないかというような疑念が湧いてくるんですが、そういう両者の間でのやり取り、それから契約、そのことについて、お互いに納得した上で、会社として、それから笠岡市としての契約になっているのかどうか、それから内容についても問題ないのかどうか、その確認が十分取れていますか。

◎総務部長（辻田尚史）

契約とか協定書の確認が取れているかどうかについては、私のほうでは分かりません。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（仁科文秀）

それは、総務のほうの権限外ということになるんですか。

◎総務部長（辻田尚史）

契約は、産業部が中心に多分結んでいると思うんで、今回、資料を提出する際には、全部読んではないですけど、そういうものがあるんだなというふうに見させていただきましただけども、相手方とどういう話をしたとか、どこまで理解しているとか、それについては、私では分かりません。

○委員（仁科文秀）

担当は、例えば市で言えば農政水産課、あるいは産業部長のところでの判断ということによろしいですか。

◎総務部長（辻田尚史）

私の理解は、そういう理解です。一部、総務部が関わる部分があるのかもしれませんがそのことについて、私のところまで何か相談があったとかということはないです。

○委員（仁科文秀）

この契約について、市長は最終的に内容を見られていますか。

◎総務部長（辻田尚史）

その点についても、私のほうでは分かりません。

○委員長（原田てつよ）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、副委員長，続けてお願いします。

○副委員長（齋藤一信）

では、13点目の通告に従っての質問をさせていただきます。

笠岡市の条例あるいは行政慣例上、行政の職員と外部の方との面談や交渉について、後の上司への報告等のために対応記録等をつくることになっていないのでしょうか。また、なっている場合、条例が存在するのであれば当該根拠条例について、慣例等の場合、慣例等の内容について御説明をいただきたいと思います。あわせて、条例がもし存在するということになりましたら、その内容について、市職員に周知するためにどのような取組をなされているかもをお示しをください。

以上です。

◎総務部長（辻田尚史）

ただいまの質問に対する条例については、ございません。

それで、慣例といいますか、その部署の判断で、これは記録を残して決裁を取っておくべきものという判断される内容のものであれば、報告書を上げて保管するということですので、外部の方との面談とか、全部報告書には残ってないと思います。

ただ、交渉事については、例えば土地の買収をするであるとか、工事の関係で業者との打合せ簿であるとか、そうしたものはあろうかと思えますけども、こうした内容のものについて記録を残さないというふうな、明確な慣例についてはないです。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

いいです。

○議長（藤井義明）

今回、プロポーザルでしているんですよね。ですから、これは契約関係なんです。交渉、契約交渉。そういう場合にも、慣例どころか、交渉の経過を当然、上司に報告しなきゃいけないと思うんですよ。どこまでいったとか、どういう話があったとか。それを報告しないと、今度は指示が受けられないじゃないですか。それがなくて、じゃ、どうやって皆さんは交渉事や契約事を決めているんですか。それは、事実関係はどういうふうになっている。それこそ、話し合いとか、言葉で報告するだけですか。事実はどうなってますか。

◎総務部長（辻田尚史）

プロポーザルのそうした契約をするための起案というのは当然ありますし、通常、物を買うであるとか、業務を委託するであるとか、工事をするであるとか、そうしたものについては、当然、決裁文書というものはございます。事務決裁規則というのがあって、重要なものは市長まで決裁を受けなさいとか、部長までとか、課長までとかという、そういう決裁の規則はございますが、今回の御質問にあった面談とかについては、どこまで残すとかというふうな決まり事はないという認識です。

○議長（藤井義明）

面談はそうかも分かりませんが、交渉は、契約に関する交渉なんですよ、今回の場合は特に。それがなくてという話は合点がいかないんですけど、こういう場合も笠岡市ではつくなくていいというふうに事実関係はなっているんですか。

◎総務部長（辻田尚史）

契約に至るまでの交渉について文書が残っているかどうかというのは、私は確認できておりませんが、契約した後の、これは交渉ということになるのか、分かりませんが、農政水産課のほうの判断で文書には残っていないということだと思いますので、なぜ残っていないのかということをお問われても、私のほうでは分かりかねる部分です。

○議長（藤井義明）

では、総務部としては残さなくてもいいものだというふうにはしているんですね、現実的には。

◎総務部長（辻田尚史）

その部署の判断で、後の人にも伝えて残さなくてはいけないという内容であれば、当然残します。軽微な面談であるとか、そういったことであれば、上司に報告するだけとか、そうしたふうなやり方をしているという認識です。

○議長（藤井義明）

軽微な面談っていうのは、それは当然そうかも分かりませんが、トイレに関して、契約の関係とかいろんなことで今回お尋ねしているんですよ。そうですね。そうすると、そういうときも要らないという判断で、総務部としてはそういうふうに決めているんですねっていうことをお尋ねしようんですけど。

◎総務部長（辻田尚史）

決めているということではなくて、明確な決まりがないということだと思います。

○委員（大月隆司）

今の関連で、総務部では、今現在、どういった形でそういった案件は処理をされているのか、お尋ねします。

◎総務部長（辻田尚史）

ですから、必要なものについては課の中で記録を残す。重要でないものというか、口頭で報告するだけで済むようなこともありますので、それについては口頭での報告になっていると思います。それは、総務部に限らず、どこの部署でも各所属長の判断で、あ、これは副市長まで見てもろうとかにやいけんとか、部長まで見てもろうとかにやいけんとかということで、事務決裁規則に載っていないようなものもありますので、それぞれの重要度の判断で、文書は残すというふうなことになっておると思います。

○委員（大月隆司）

今、所属長がというのは、係長が判断を現場ではされるということによろしいですか。一般の一主任であったり、主幹であったり、その職員のレベルではそういう判断はしていないというふうに、認識になるんですか。誰がどのように判断をして、そういった文書を作る、作らない。中身にもよるんでしょうが、それは誰が決めるんですか。今、誰が、総務ではどういった運用をされているのかっていうところ。

◎総務部長（辻田尚史）

いろんな事案がありますので、担当レベルでの判断があることもありましようし、係長が判断することもあると思いますし、課長も判断することもあると思います。

ですから、誰がこの事案は判断するかというのはもう千差万別で、一概には申し上げられないかなというふうに思います。

○委員（大月隆司）

今の流れでいうと、問題が起きたときには、責任の帰属は誰に行くんですか。

◎総務部長（辻田尚史）

それは、所属長に行くと思います。

○委員（大月隆司）

担当が判断しようが、誰が判断しようが、係長であり、課長であり、部長でありというような形で、順番に責任はあるというふうに認識しておけばいいんですか。

◎総務部長（辻田尚史）

総務部の事案であれば、私の責任であるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、副委員長、続けてお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

これが事前に皆様から質問を寄せていただいた、最後の事前通告の質問になります。

総務、財務の面から見た際、本件について同様のことが起きないように、どのような再発防止策が考えられますか、お示しをください。

◎総務部長（辻田尚史）

再発防止策については、いろんな考え方があろうかと思いますが、今回の案件でいうと、予算に関することでありますから、総務部の責任は重いなというふうに考えております。

そういう中で、財政課のほうは、最初の理由も把握していたし、予算のヒアリングのときにも、農政水産課のほうには、これは議会に予算とは関係なく、早めに説明をしていただいたほうがいいですよとかというふうなアドバイスはしたようです。

それで、まずかったのは、その議会に報告すべきようなことが私のところに伝わってない

ということが、総務部の中では反省し、改めなくてはいけないことであろうと思いますので、財源が変わったとか、変わらないとか、理由はいろんなことがあると思うんですけども、議会のほうに早めに報告したほうがいいようなことを担当課のほうにアドバイスするようなことがあれば、私のほうにも、こういうことがあって議会に説明したほうがいいというふうなことを言いましたと。ですから、一緒に行って説明をしてくださいとか、その部分が抜け落ちていたというのは、非常に課題かなというふうに感じていますので、産業部側から見たときの再発防止策というのも何かあるかと思いますが、総務部の中でいうと、そういったところが再発防止策の一つかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

副委員長，よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

○委員長（原田てつよ）

ほかにございませんか。

○委員（藏本隆文）

2点だけ、最後、確認させていただきたいんですが、1点は令和2年7月22日に表敬訪問されて、市長のほうに訪れたと。そのときにトイレの件を指摘されて、市長は産業部長に改善しなさいと、したということが載っておりました。総務部長のほうは、この件が違うということが分かったというのはこれより後だと思うんで、いつ頃だったっていうのをもう一回ちょっと確認しておきたいです。

◎総務部長（辻田尚史）

令和3年7月初旬，7月5日より少し前です。

○委員（藏本隆文）

分かりました。

もう一点、確認なんですが、その言葉を削除することを決定については、財政課でもって決定をしたということで、部長のほうに削除しなさいということを行ったのではないというのは確認しておきます。

◎総務部長（辻田尚史）

私のほうからも言っていないし、課長からも言っていないで、担当者の判断で書きぶ

りが変わったという。

○委員（藏本隆文）

担当ってというのは、農政のほうの担当で書きぶりが変わったの、それとも財政のほうの。

◎総務部長（辻田尚史）

財政課の予算の担当の判断で書きぶりが変わったというふうに聞いています。

○委員（藏本隆文）

それは、どの役職のどなたなんです。

◎総務部長（辻田尚史）

さっき名前が上がった吉井君とか、平岡係長とか、その後、担当がもしかしたら替わつとるかもしれんのですけども、予算の査定で、誰がどの部署の査定をするかという割り振りはあるんです。それが、人事異動があったり、年数がたつと査定の担当をちよつとずつ替えて、全体が見れるようなふうにはしていますんで、ですからそのとき、その査定概要を作った担当者が判断で書きぶりを変えたというのが事実です。

○委員（藏本隆文）

分かりました。

○委員長（原田てつよ）

ほかに、辻田総務部長に質問を事前通告してある項目が15項目、一応、副委員長のほうから終わったんですけど、その中で、委員さんでまだ聞きたいところがあれば。

○議長（藤井義明）

最後の件なんですけど、再発防止の件です。

議会へ報告すべきの、私のところへ伝わっていなかったというようなお話でした。今後、具体的にこうしたらいいとか、こうするとか、こうすべきだとか、そういうのをお考えがあったら、具体的にルールづくりをすとかしないと、恐らく伝わらないんじゃないかなと。ただ、議会へ報告すべき事項って誰が決めるのかというのものもあるし、結局、同じになるんじゃないかなと、今のままでいくと。それを言ったところで誰が判断しているか、どういう状況のときにはこうなんだというようなことが、具体的にないといけないと思うんです。相手が分からないと思うんですよ、総務部長。だから、その辺はどのように、具体的に行おうと考えていますか。

◎総務部長（辻田尚史）

今回のような予算に関することであれば、財政課の職員に徹底をする、どのレベルのものを議会へ報告するか、しないかという判断もあろうかと思えますけども、それは課長ぐらいであれば判断できると思えますので、そこで判断して、そういう指示を出しましたということの報告については、まずは財政課の中で徹底をするように私のほうから指示しますし、それから担当課のほうも持ち帰って、部長までヒアリングに来ることはほとんどないんですけども、担当者なり担当課長からこういうことがあったということをきちんと担当部長に伝えるということについては、庁議でありますとか、部長会議等もありますので、こういうことがないようにということは、そうした場面でも私のほうから話をして、ルールづくりという、そこまでのルールを明文化するのは難しいと思うんですけども、今後、そういうことについては改めていきたいというふうに考えます。

○委員長（原田てつよ）

ほかに、事実確認として意見はありますか。

○委員（仁科文秀）

今、最後の15項目で部長が言われた基本的な考え方のおおりに、しっかりやっていただきたいということを思います。

監査報告の中でも、私は本当にこういう意見があるかということがあった。それは、議事に議案として提示しなくても、トイレの工事費の300万円ぐらいであれば、ほかの方法でも工事が可能だというような発言があったということが監査報告の中にありましたけども、議会の議決の重さっていうのを、我々、議会で議決するという責任を持って活動をしているわけですけども、先ほど言われた担当者の判断で、もう物事を決めてしまうということがあったんでは、議会に上げる、上げないという、今、部長はこれは上げる、上げないということを言われましたけども、これは上げなくていいだろう、これは上げないといけないという、そのところをはっきり決めていただいた上での、議会に上げていただいて、先ほど言ったような、300万円ぐらいでありゃ、もういいんじゃないかというような発言がないように、しっかりしていただかないといけないかなと私は思っておりますので、今後、そういったことが常套的に、常に起こるのことがないように、しっかりしていただきたいということをお願いします。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、事前通告をしていた項目については以上で終わりますが、その他で委員さんの中から、事実確認というところで何かございましたら、発言をお願いいたします。

○委員（栗尾典子）

すみません。これがそれに当たるかどうか、委員長判断でしてくださればいいんですが、先ほどの質問の中で、記載が間違っていたっていうのを承知したのは7月初旬ということだったんですが、コロナ対策としていけるというふうに、やってみようという判断をしたんだけど、それがいけなかったの、次は市債を立ててということというふうな、財源のお話があったと思います。

その中で、コロナ対策としてオーケーだということで予算が立ったわけなんですけれども、和式を洋式にするということに関して、コロナ対策ではオーケーだとは思いますが、合併浄化槽をする、しないは、コロナ対策でいけるかどうかというところの判断があったんだろうと思うんですけれども、それはコロナ対策でいくという判断で間違いはなかったのか、その判断をするのは総務部だったのかっていうところをお聞かせいただければと思います。

◎総務部長（辻田尚史）

このコロナの交付金については、全国から国のほうに対してこういう事例は使えますかとかという質問が行き、その質問に対する回答が全ての自治体に返ってきます。その中で、トイレの洋式化であるとか、くみ取り式のトイレを浄化槽にするとか、その辺は財政の担当のほうでそれぞれ確認して、これは該当する事業だ、これは該当しないとかというふうな判断をしております。

以上です。

○委員（栗尾典子）

じゃ、国からのきちんとしたお答えがあった上で、合併浄化槽にするに当たり、コロナの交付金を使えるというのは、間違いはないという判断だったということですね。

○委員長（原田てつよ）

ほかにございませんか。

どうぞ、事前通告以外で。

○議長（藤井義明）

監査の報告書を読まれたという話なんですけど、読まれた後、例えばじゃなくて、この報告書について皆さんが会議をされたのか、報告書についてです。部長、市長、副市長、いろいろな部長もおられるんでしょうけど、この件について会議をされたことはありますか。

◎総務部長（辻田尚史）

会議はありました。

○議長（藤井義明）

どういう会議で、どういう方が御参加されたんでしょうか。何回。

◎総務部長（辻田尚史）

それは、市長、副市長、それから私、政策部長、あと産業部は今の担当と前、去年の担当ぐらいの人数で、会議をしたと記憶しています。

○議長（藤井義明）

何回ぐらい。

◎総務部長（辻田尚史）

回数までははっきり覚えていませんけども、2回ぐらいだと思います。

○議長（藤井義明）

その結果、監査のほうに抗議というか、訂正というか、出されたということによろしいですか。

◎総務部長（辻田尚史）

事実と異なる点についての申入れというか、そういうことはさせていただきました。

○議長（藤井義明）

それは、その会議の結果でよろしいんですね。

◎総務部長（辻田尚史）

そういう打合せをして、出させていただきました。

○委員長（原田てつよ）

ほかにございませんか。

○副委員長（齋藤一信）

そもそもの話になるんですけど、3月の当初予算に出そうとしました。農政のほうで、トイレの契約仕様書が間違えとったけえ、市の責務で直さにやいけんのんじゃというて報告書を執行部に書きました。じゃけど、当初予算で庁議も行われた記録、要は査定簿もあ

りますので、市長査定もそれで受けたんですよね。去年3月の当初予算で、仕様書の間違いが市の責任であったけえ、直さにゃいけんのんじゃって理由書には書いていました。それを、市長をはじめ、みんなで協議して、ほんまじゃ、これはいけんなどということで、3月の当初予算で出そうということになったんですけど、先ほど部長が教えてくれたように、途中でコロナの予算が国から下りてきたんで、財政課のほうから農政課のほうに、予算の組み替えをしねえというてアドバイスをしたんですよね。ここまでは合っていますか。

◎総務部長（辻田尚史）

当初予算の中で計上しようとかというところは、市長協議はしていないと記憶しています。当初予算の査定をしている中で、コロナの交付金でいけそうだということで、当初予算からは抜いて説明をしていますので、3月補正、4月補正で変わっていききましたけど、次の補正のときに、コロナの予算でいこうということで決定していますので、私の記憶では、当初予算のときに、市長に説明は、コロナの予算でいくのでゼロ査定にしますという説明はしております。

○副委員長（齋藤一信）

令和3年度の当初歳出予算要求書に付随をする事前評価シートがあります。つまり、令和3年度で当初予算の協議をした内容に、プロポーザルで間違うとったけえ、トイレは直さにゃいけんのんじゃって書いていますが、この事実は、庁議ではなかったってことですか。庁議では、この資料に基づいて、事業評価シートにはそういうて書いとんですけど、これは皆さん見ずに、歳出予算要求書だけを見て、トイレは何ぼかかるなあというて協議したってことですか。

◎総務部長（辻田尚史）

市長査定ときには、査定概要という資料をまた改めて財政課のほうで作りますので、それに事務事業評価シートをつけて説明はしていません。

○委員長（原田てつよ）

副委員長、よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

ほんなら、これは農政課だけが預かり持っていたというか、自分らで作って持っていて、誰にも提出をしなかった資料ですか、当初予算を検討するに当たって。

◎総務部長（辻田尚史）

財政課の、今度、査定簿という名前の書類があったと思いますけども、予算要求書に財政が査定をしていったら査定簿という名前が変わるんですが、それには添付されています。ですから、担当レベルでその資料は持っています。

○副委員長（齋藤一信）

なるほど。なら、査定簿担当レベルでは、仕様書の誤りについては皆さん認識をしとったということの理解でよろしいんですね、財政の担当者も含めて。

◎総務部長（辻田尚史）

そのように聞いております。

○副委員長（齋藤一信）

そうですね。そうじゃないと、コロナの予算が国からあるけえ、これを使いというて言わんでもんね。

だったら、財政課も関わるので、総務部長にも認識を確認したいんですけども、そもそも9月の議会におきましても、市長のほうが、不特定多数の人がこのトイレを使うんですと、観光農業で不特定多数の人が来るので、合併浄化槽はしないとイケないんですけどいうふうに理由説明をしてくださいました。だけど、それは本来4月の補正予算で、コロナ予算じゃけえこれ直してよ、不特定多数の人が来るけえなっていうのは、募集要項を見ましたら、注意書きのところに、不特定多数の人が来て用途変更を建物、せにゃいけん場合は、あんたらの責任でちゃんと直しねえよみたいな意味合いの注意書きが募集要項に書いています。つまり、J社の責任で、不特定多数の人が来たら合併浄化槽がこんだけ大きゅうなったら、あんたの責任で直さにゃいけんよって言うとするのに、市が何でコロナ予算で直そうとしたんかなっていうのが分からないんです。不特定多数の人が来るけえ、15人槽の合併浄化槽が要るんじゃないっていう市長が私たちに説明してくれましたけど、そもそも募集要項には、不特定多数の人が来て建物の用途変更、例えば店を開いたってなると、建築基準法上、用途変更になって合併浄化槽は大きゅうなるよ。例えば、合併浄化槽は実際になかったわけですけど、7人槽のやつが15人槽になったらあんたの責任で直しねえよっていう意味合いの注意書きが書いてあるんですけど、そもそも市が直すもんじゃないのに、どうして4月の補正予算で、不特定多数の人が来るけえ合併浄化槽を私たちが直さにゃいけん責務があるんですって説明したのかが、財政としてはどういう理解でいらっしまったのか。募集要項まで、契約書まで、全部目を通していませんでしたっていうのは構わないんで、ただ適さないんですね、そもそも。という認識なんですけど、総務部長、どうな

んかなと思って。財源として、つじつまが私は合わないと思うんですけど。

◎総務部長（辻田尚史）

募集要項の中で、J社の責任で浄化槽をすべきだというふうな……。

○副委員長（齋藤一信）

読みましょうか。

◎総務部長（辻田尚史）

それは、まだ私は見たことがないんで。

○副委員長（齋藤一信）

これは大事ですよ。

募集要項の2ページの一番下の、対象地上の既存施設の取扱いということで、用途を変更する場合、規模、用途によっては建築基準法上の確認申請が必要になる場合がありますよと。また、既存の浄化槽の——既存だと思い込んでましたからね、当時、市は——人槽、要は何人槽なのかっていうのが異なる場合が、浄化槽の再設置等も必要になる場合がありますっていうのを注意書きで書いてまして、つまり、今は事務所で使ようるけど、店をやりたい、何か売りたい言うたら不特定多数の人が来るので、建築基準法上、もうこれは何人槽か、今、書いていないけど、この時点でおかしいんですけど。この注意書き自体、これは農政のほうに確認しますが、何人槽かも分からんのにこの注意書きを何で書いたんかというのはこれから農政に聞きますけど、10人槽になる場合がある。そういうことがあるので、そもそも市は、農政課は、不特定多数の人を集めるようなことをするんじゃないら、あんたらで直さなにやいけんのよって書いとんです。なのに、市はコロナの予算が下りてきたけえ、不特定多数の人が来るけえ直させてよって予算を出してきたんですけど、つじつまが、何かよう分からんのです。財政課をあずかる総務部長はどう思われますか。意見じゃなくて、そういった協議はありましたか。

◎総務部長（辻田尚史）

浄化槽を設置しとるのが前提で、その募集要項が当初できていましたが、契約をした後、浄化槽がなかったということが分かったということは、市のほうに責任があつて、浄化槽を設置するところまでを市のほうがすべきだという判断を農政水産課のほうにして、それを財政のほうに予算要求をしてきていますので、財政課のほうで、募集要項では浄化槽のグレードを上げていくとかということはJ社がすべきだとかということまで、多分、担当も理解はしていないと思います。ですから、農政水産課の判断で、浄化槽から、

もう市でやるということでの予算要求になったんだろうと思われま

○副委員長（齋藤一信）

そこが、総務部長が先ほど今後の対策として、そのパイプがどうも詰まっとったようなという認識をお示しくださったので、今後の解決策の一つなんだろうなという認識をします。この事実にしても、そういったパイプとして、情報が、行き来がなかったということ

を今、お示しをくださいました。

財源のことについて、4月補正、また6月補正におきまして。60万円はJ社が払いますという説明は、委員会、議会が説明を受けました。ただ、特別委員会において、J社の執行役員の人にお越しをいただいた際、会社としてはそんなことは聞いていませんし、認めておりませんという発言がございました。要は、財源がJ社が払います、60万円分はという議会の説明のその根拠が崩れておりますが、その認識は、総務部長としてはどのようにお持ちですか。

◎総務部長（辻田尚史）

60万円のJ社との話については、私のほうでは分かりませんので、どう思っているかということについても、申し上げにくいなと思っています。

○副委員長（齋藤一信）

その部分も含めて、このたびの事案について、予算を出してきた、またコロナ予算においても、総務部があずかるべきコロナ予算の上程の際にも、財源となる60万円は議会に説明がありましたので、その辺、ぜひ今後の課題として、風通しのいい、情報が共有できるような対策、今後の対策として取っていただければなというふうに思っております。非常に重要な部分なので、また確認をしといていただければなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

○議長（藤井義明）

先ほど、最初の予算要求の件で、辻田部長が2年11月2日だと思うんですけど、評価シートを作成して予算要求のヒアリングを受けに行ったと。そのときには、市長は参加していなかった。市長には言わなかったというようなことを言われましたよね、先ほど。それでよろしいんですね。

◎総務部長（辻田尚史）

事前評価というのは、企画政策課が主となって、事務局となってやります。出席者は、政策部長、企画政策課長、それから企画課の担当者、あと総務部長、財政課長、それから財政係の担当で、担当課は課長なり、担当なりが大体2名から3名来られてヒアリングをしますので、その席に市長、副市長がいることはないです。

○議長（藤井義明）

その結果は、報告はしないということでよろしいんですね。

◎総務部長（辻田尚史）

ヒアリングの結果は、報告はします。ただ、今回の案件は、ヒアリングはしたんですが、評価の対象外の事業になりましたので、ですから評価の結果報告は、市長には上がっておりません。

○議長（藤井義明）

評価の報告がないってということは、何も報告してないってこと。評価したけど評価すべきものでないから、報告は上げなくていいから報告はしなかったという事実なんですか。そこら辺がよく分らないです。

◎総務部長（辻田尚史）

評価をしていません、まず。

○議長（藤井義明）

評価もしてない。

◎総務部長（辻田尚史）

評価もしていません。評価の対象外ですから評価もしていませんので、その結果というのは、対象外のものは、当然、市長に報告はしませんので。

○議長（藤井義明）

評価ってどうやるんですか、具体的に。資料はどのようなもので、どのようなものがあって、資料を出してもらって、それを評価したとか、しないとかという話じゃないですか。評価していないなら、資料も何も要らない、残らないわけですよ。それとも、今言う事業評価シートだけが要らないのか、そのあたりの評価の仕方っていうのがよく分らないので、どういう資料の基にどういう評価で、これは評価の対象にならないとか、なるとかという、その文言の意味が、直接やったことがないので分らないので、具体的に分かるように教えていただきたい、具体的な内容を。

◎総務部長（辻田尚史）

事前評価の対象で、ハード事業であれば1,000万円以上になります。今回は600万円ほどのハード事業ですので、そもそも事前評価シート自体を企画政策課に提出する必要のないレベルのものになります。ですから、評価はしていません。

ただ、ほかの事業の評価の仕方については、担当課からヒアリングをして、その後、政策部と総務部の職員で、採択すべきかどうか、何か条件をつけるべきかどうか、これはもう実現の可能性が低いので不採択にしたらどうかということの案をつくります。その案をもって、評価した事業については、市長、副市長が同席の下、これは採択しようと思いません、これは不採択にしようと思いませんという判断を、市長に決定をしていただくというふうな流れになりまして、採択となった事業については、今度は、財政課のほうに予算要求書として提出されるというふうな流れになります。

○議長（藤井義明）

そのときの資料はどういうものを出すんですか、最初の評価のとき。評価シートだけ。

◎総務部長（辻田尚史）

いろんなパターンがありますけども、見積書がついていたり、あるいは図面的なものがついていたり、あと判断が難しいのでこういう書類をつけてくださいとかという、後から提出してくださいとかというふうにお問い合わせもしたりもします。ですから、その事業がどういったものであるかという判断をするための資料は、添付をしていただくようにしています。

○議長（藤井義明）

その上に、事業評価シートを載せているということでもいいんですか。

◎総務部長（辻田尚史）

そうです。事務事業評価シートの補足的な資料は、その下へついてくるという形。

○委員長（原田てつよ）

ほかに。

○委員（栗尾典子）

すみません。ついでに教えてください。

評価は分かったんですけども、1,000万円未満なのでということは分かったんですが、今回の事案に関して一般的な企業で考えてみると、契約ミスが発覚して、向こうからも直してくださいという意見があって、社長である市長が、おめえいけんじゃねえか、早

う直せというふうな指示があったと。決裁権限を見てみると、これ、笠岡市の事務決裁規則ってこのを見たんですけれども、500万円以上1,000万円未満は副市長の権限になっているので、副市長が知っていたかどうかは分からないんですけど、普通に考えると、見積りを取った時点で、1,000万円には届かんけど結構な金額じゃなということになれば、部長は500万円未満だったと思うんですね。そうすると、副市長に報告せにゃいけんみたいな話になってということで、副市長が知っていたかどうかは分からないんですが、もし知っていたとしたら、市長や副市長のほうから逆に、あの件はどうなったんかな、部長っていうふうな問合せがなかったのかなというふうに思うんですが、市長や副市長のほうから、あの件はどうなったというような問合せみたいなことはなかったんでしょうか。

◎総務部長（辻田尚史）

それは、私に対してということでしょうか。

○委員（栗尾典子）

はい。

◎総務部長（辻田尚史）

それはなかったです。

○委員長（原田てつよ）

ほかにございませんか。

○副委員長（齋藤一信）

ごめんなさい、くどくて。

時系列の確認も含めてなんですけど、5月31日にJ社と契約したでしょう。6月11日に、初めてJ社から市役所に、トイレがいけないと指摘されましたよね。市長が初めてその事実を知ったのは7月22日です、おととしの。おととしの7月22日にJ社の3名から、市が5名で対応しまして、募集要項の不備について指摘を受けたという。これ、今、私、執行部から提出をいただいた時系列のやり取りの資料に基づいてしています。だから、執行部から提出してきたので、これは事実ですかという確認もしませんが、これは事実です。10月9日、11月8日、12月15日、つまり6月11日に初めて指摘されて年末までの半年間の間に計4回、トイレ直してやってJ社から指摘をされました。年明け前の11月4日に、農政が市財政課へ新年度予算要求として、トイレを直さにゃいけんのんじゃ、うちがミスしとったんじゃって出したんです。ここで初めて、財政課は知ってるけど、今日の確認では総務部長は知らなかった。11月17日には、予算要求のヒアリングがありました。こ

れも部長は参加しとると思うんですが、この時点でも合併浄化槽の設置及びトイレ改修の要求があったんです、農政から財政に。だけど、これも知らなかったんですけど、恐らくさっき総務部長がおっしゃった、当時の財政課の担当者が農政の担当者に、議会に本当のことは言うたほうがええんじゃないんってアドバイスをしたって今おっしゃいましたけど、まずこれは誰が農政の誰にそういったアドバイスをしたんですか。議会に、これほんまは言わにゃいけないんじゃないん、農政の誰々っていうてアドバイスをしたって今おっしゃいましたけど、誰が誰にアドバイスしたんですか。これはいけんが、言うとかにや言うたんでしょ、つまり。違う。そういうことでしょう。総務部長が今おっしゃったから、それは誰が誰に言うたんかなという事実を聞いています。

◎総務部長（辻田尚史）

まず、11月17日のヒアリングには、私は出席していません。

○副委員長（齋藤一信）

なるほど。

◎総務部長（辻田尚史）

令和3年度の当初予算のときには、財政調整基金が非常に厳しいということもあって、できるだけヒアリングには出ようと思って、半分まで出たかどうか分からんですけど、それまでは担当課長以下に任せとったんですが、その年は幾らかヒアリングも出ました。

ヒアリングの中で、誰が誰に言ったかというのは、私も把握していないんですけども、財政課の職員が農政水産部の職員に、これは予算とは別に議会のほうにも情報提供しとったほうがいいんじゃないんかということをやったというふうに聞いています。

ですから、多分、同席しとったら覚えとるんじゃないかと思うんですけど、全然覚えてないんで、同席してなかったと。

○副委員長（齋藤一信）

覚えていないということですね。

◎総務部長（辻田尚史）

はい。

○副委員長（齋藤一信）

ありがとうございます。

12月から1月にかけて、財政課の中で査定を行ったんですね。これは合併浄化槽の設置について、募集要項と違うたが元に直さにゃいけんというような協議をして、当初予算で

これはもう計上しようやという方針を財政課で定めたって書いています。去年1月13日から15日に市長査定を行って、今の話を市長にして、その方針でいこうっていう了承をもらいましたって書いています。だから、市長が1月13日から15日の市長査定において、合併浄化槽が、募集要項が間違うとるけえ直さにゃいけん。ほんまじゃな。その方針でいこうという了解を出したと。1月下旬において、コロナ予算が実はあるけえ、予算を組み替えてみんって財政課から農政課にアドバイスをしました。これ、財政課が、結局、課長ですか、組替えしたらって最終判断したのが。部長は知らないんですよ、これ。誰がここ、最終判断したんですか。

◎総務部長（辻田尚史）

案をつくるのは財政係の担当です。誰が最終判断というと、それはもう市長査定の中で決まっていくので……。

○副委員長（齋藤一信）

いやいやいや、トイレが間違うとるけえ、市のミスじゃけえ直さにゃいけんっていうのは、1月13日から15日に市長査定で了承をもらったんです。市長査定にまだ載っていないです。1月下旬に財政課が検討して、コロナに組み替えようって決めたんです。これは、誰が最終決めたのかっていうことを確認したいんです。

◎総務部長（辻田尚史）

財政係の担当だと思います。

○副委員長（齋藤一信）

担当。組織上の責任者って誰ですか。

◎総務部長（辻田尚史）

それは課長です。

○副委員長（齋藤一信）

財政課長。当時の財政課長は誰ですか。

◎総務部長（辻田尚史）

それは、前川課長です。

○副委員長（齋藤一信）

なら、前川課長が最終判断を下したということで、組織上は間違いのないわけですね。

◎総務部長（辻田尚史）

はい。

○副委員長（齋藤一信）

1月22日に市長査定が行われて、振替の相談をして、コロナのお金でいこうということが決定をされました。1月30日に、結局、コロナの当初予算案の中に、コロナで補正にするけえということで、もう当初予算にはこのトイレのことは外しましたって書いています、1月30日。なるほど分かりました。ありがとうございます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、以上で辻田総務部長の尋問を終了いたします。辻田総務部長には、長時間、本当にありがとうございました。御退席いただいて結構です。

暫時休憩いたします。15分まで休憩いたします。暫時休憩でいいですか。10分休憩。

○副委員長（齋藤一信）

取りまとめ。質問は終わりですよね。

○委員長（原田てつよ）

質問は終わりました。次回の日程とかこの協議案件、次の証人出頭とかというところがあるんですけど、早いほうがよければ暫時休憩にしましょうか。10分取りましょうか。

15分まで休憩いたします。

午後4時05分 休憩

午後4時15分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

協議案件2，証人出頭要求についてを議題といたします。

日程については、後ほど事務局より提案があると思いますが、今回は、時間の都合で聴取できるのは1名の見込みです。そのために、次回の委員会においては、今回の出席が見送りとなった坂本代表監査委員を参考人として本委員会に出席を求め、意見を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、当委員会としてそのように決定いたします。

それでは、続いて協議案件3，その他について、各委員さんの皆様より何かありましたら御発言お願いいたします。本日の質問の内容に関することでも結構ですし、今後の質問の際に委員会として共有しておくべき考え方がありましたら、御発言願います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、事務局から何かありましたら。

◎事務局長（長野浩一）

失礼いたしました。次回の日程でございますが、1月20日の委員会において、2月21日月曜日の10時からを調整をお願いしているところでございますので、再度、確認の意味で委員の皆様方の日程調整をお願いいたします。

なお、2月21日でございますが、午後から中学校組合議会が予定されておりますので、当委員会は10時から午前中の予定で、先ほど御決定をいただいた坂本代表監査委員に出席をお願いし、喚問を実施していただき、その後、次回の予定等について御協議いただくことになるとお思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、今後の進行の関係から、その次の日程についても併せて調整をさせていただければと思います。2月22日が3月定例会の初日となります。3月議会が始まりまして、最終日は3月24日の、今のところ予定でございます。こういったところから、次回については3月18日金曜日10時からということではいかがでございましょうか。これは、今、弁護士の先生に仮日程でいろいろとお聞きしている中で、このあたりであれば、3月18日金曜日の10時から。もし可能であれば、もう午前、午後と行いまして、いわゆるフル日程で実施ができればと考えております。年度末とはなりますが、お含みおきをいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

それでは、今後の日程については、ただいまの事務局からの提案内容によって進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、以上で協議案件3、その他を終わります。

それでは、閉会に当たりまして、副委員長、挨拶をお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

大変にお疲れさまでございました。

○委員長（原田てつよ）

以上で農業振興施設改修事業に関する調査特別委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後4時21分 閉会

笠岡市議会委員会条例第28条第1項の規定により

ここに署名する。

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する

調査特別委員長

原田てつよ